令和９年度当初入園２次申込み【電子申請】について

令和９年１月６日時点で、市外・海外在住の方のみ利用可能です。

１．申込み・入園までの流れ

電子申請による申込みの流れは以下のとおりです。その他入園要件や各園の開所時間等については「こども園等のご案内」をあらかじめ御確認ください。

２次申込み【電子申請の場合】

※1 次申込みの入園調整後に空きがある場合のみ入園できます。

※2 次申込みの場合、原則入園式以降の入園となります。

（令和９年１月６日～１月１５日）

ホームページ「あいち電子申請・届出システム」で申込み

・「令和９年度こども園等当初入園２次申込み」に入力してください。

・お申込み時に、健康の記録や、要件必要学齢の方は同居の父母の要件証明書（就労証明書等）の準備ができている場合は、記入した書類をスキャン等して添付してください。

・１次申込みの第１希望園を変更する場合は、２次申込みをしてください。

・２次申込みをした場合、１次申込みは取下げとなります。

↓

申込完了通知のメール受信

・１月 15 日（金）午後５時 15 分までに入力し、**申込完了通知のメールを確認**してください。（1 月 15 日（金）午後５時 15 分を超えると申込できません。）。

（令和９年１月６日～１月１５日）

必要書類の提出

・要件証明書を添付していない場合又は要件を証明する書類で会社、病院、学校等の証明が必要な書類については、1 月 15 日必着で保育課に持参又は郵送してください。

※不備がある場合は受理できないため、余裕を持って提出してください。

【書類提出先】
〒471-8501
愛知県豊田市西町３丁目６０番地　豊田市役所保育課

↓

受理通知のメール受信

・全ての書類が提出されたら受理通知をメールします。

・1 月 15 日時点で書類に不備があり、受理通知が届いていない場合は、申込みを取り下げたものとみなします。

↓

（令和９年２月中旬以降）

入園枠確保通知 園にて面接	・1 次申込みの状況によってクラスを編制し、クラス定員に空きがあり入園可能であれば枠確保通知を送付します。 ・園との面接日を調整してください。面接は児童と一緒に受けてください。

↓

（2 月中旬～3 月上旬）

入園説明会	・入園決定（内定）したこども園等で実施します。 ・詳しくはこども園等から案内があります。

↓

（3 月上旬～中旬）

入園決定等	・入園決定者へこども園等利用通知を送付します。 ・豊田市に未転入などの場合は、通知を保留します。

↓

（4 月）

入園	・入園式又は園と調整した日から登園してください。

こども園等への入園は、入園時に豊田市民であることが必要です。入園決定事務をスムーズに行うためにも、転入の手続終了後速やかに転入した旨を保育課に御連絡ください。

【注意】

① 入園を決定するためには面接行う必要がありまので、可能な限り早く実施するようにしてください。また、お子さんの発育状況で気になる点がある場合は入力事項「お子さんの発育状況」に必ず入力してください。面接により基準の職員配置で安全にお預かりできないと判断した場合は、御希望にそえない場合があります。

②豊田市民となったことを確認した後で入園決定をするため、3 月上旬の入園決定時期において転入が確認できない場合は、『こども園等利用通知書』等の発送を保留します。転入した旨の御連絡をいただき、保育課で転入を確認した後、『こども園等利用通知書』等を発送します。

③入園希望日の 5 日前までに、転入した旨の御連絡がない（転入の事実が確認できない）場合は、取り下げたものとみなします。

④入園式から入園の場合は、3 月 25 日（木）までに転入手続が必要になります。

2．「あいち電子申請・届出システム」による申込み手順

受付期間内（令和９年１月６日～１月１５日）に以下の方法により検索し、①～⑧のとおり申込み手続きをしてください。

（１）インターネット URL

https://ttzk.graffer.jp/city-toyota/smart-apply/apply-procedure-alias/nijimoushikomi-2

（２）スマートフォン用２次元バーコード

① 必要な書類をダウンロードし、記入する。

【必要な書類】

・健康の記録

・入園要件が必要な園児の場合は、同居の父母の要件証明書（就労証明書等）

※保育課ホームページ「（令和９年度用）保育要件の様式ダウンロード」から父母それぞれ該当する要件証明書をダウンロードし、記入する。

〈（令和９年度用）保育要件の様式ダウンロード　リンク〉

https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/azukari/hoiku/1016131/1068084.html

②「アカウント登録せずにメールで申請」を選択　※アカウント登録は必要ありません。

③ メールアドレスを入力し、「確認メールを送信」を選択

④ 受信したメールに記載された URL にアクセスする

※メールが届かない場合は、別のメールアドレスでお試しください。

⑤ 「利用規約に同意する」にチェックし、「申請に進む」を選択

⑥ 申請後、申込完了通知メールを確認

⑦ 要件証明書を添付していない場合は、**１月 15 日必着で保育課に持参又は郵送**

【書類提出先】

〒471-8501　愛知県豊田市西町３丁目６０番地　　豊田市役所保育課

⑧ 書類が全て確認でき次第、保育課から受理通知メールが届くので確認

【入園希望児が複数いる場合】

入園希望児ごとに申請が必要です。

【申込内容を修正する場合】

最初から申請し直してください。最新の申請を有効とします。

3．必要書類の提出について

0～3 歳児（一部の園では 0～2 歳児、又は全学齢）のこども園等入園にあたり、保護者の就労等を入園要件としております。令和９年 1 月 15 日までに同居の保護者（父母）の入園要件を証明する書類（就労証明書等）の提出が確認できない場合は申込みを取り下げたものとみなしますので、必ず御提出ください。

4．変更期限

申込みの内容について変更する場合、「登園開始日」は原則、令和９年３月 25 日（木）まで変更可能です。変更する場合は、保育課まで連絡してください。

【連絡先】　豊田市役所　保育課　保育担当　０５６５－３４－６８０９

5．その他

「就労等予定」で証明等の書類を提出される保護者の方へ

下記に該当する保護者の方には、**入園後に入園要件を満たしていることを確認するため、改めて要件証明等の書類（就労証明書等）を提出していただきます**。

こども園等の適正な運営のため、御理解と御協力をよろしくお願いします。

【書類提出の対象者】次に挙げる就労等を予定されている保護者

・会社員等、居宅外で就労する	・自営業に従事する
・農業に従事する	・内職をする
・就職を目的として就学する	・親子で通園･通学をする

※入園要件を満たしてない、又は証明書に虚偽の内容があることが判明した場合は、年度の途中でも退園していただきます。

※また、在園中は就労等実態調査を随時行います。